

(時時刻刻)問われる労働環境 三菱自・パナ、技能実習認定取り消し

2019年1月26日05時00分

技能実習適正化法に基づく過去の処分

2018年7月

愛媛県宇和島市の縫製会社

短期滞在資格で入国した中国人2人に、不法に縫製の作業をさせたとして**入管難民法違反罪で罰金**を受けた



2018年12月

兵庫県加西市の監理団体

技能実習生を企業に派遣する前、日本語教育などの講習を十分に実施しなかったにもかかわらず、外国人技能実習機構に「受講させた」と**虚偽の報告**



この団体から実習生の派遣を受けた3企業



技能実習生の受け入れ停止につながる主な行為

- 実習生に計画と異なる作業をさせる
- 禁錮刑以上が確定
- 入管法や労働関係法令に違反して罰金刑が確定
- 暴力団員が事業に関与
- 実習生のパスポートや在留カードの取り上げ
- 外出禁止など実習生の私生活の自由を制限
- 虚偽の文書を作成し、報告する

技能実習適正化法に基づく過去の処分 / 技能実習生の受け入れ停止につながる主な行為



日本を代表する企業の三菱自動車とパナソニックが、技能実習計画の認定を取り消され、今後5年間は実習生を受け入れられなくなった。問題となったのは、実習生だけでなく、社員を含む労働環境のあり方。外国人労働者の受け入れ拡大を前に、法務省は引き続き厳しい姿勢で臨む方針だ。▼1面参照…

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

(時時刻刻) 問われる労働環境 三菱自・パナ、技能実習認定取り消し

写真・図版

日本を代表する企業の三菱自動車とパナソニックが、技能実習計画の認定を取り消され、今後5年間は実習生を受け入れられなくなった。問題となったのは、実習生だけでなく、社員を含む労働環境のあり方。外国人労働者の受け入れ拡大を前に、法務省は引き続き厳しい姿勢で臨む方針だ。▼1面参照

■経済界、影響拡大を懸念 パナ、社員の違法労働で処分

三菱自動車の岡崎製作所(愛知県岡崎市)で受け入れたフィリピン人技能実習生に、実習計画と異なる仕事をさせていた不正行為の疑いがあると朝日新聞が報じたのは昨年5月。当時から調査を進めてきた法務省は「技能実習生が本来やるべき仕事がない」と(担当者)と結論づけた。

岡崎製作所では2008年から「溶接」の仕事をさせる計画で実習生の受け入れを始めたが、当初から「溶接」の仕事はほとんど存在していなかった。三菱自は取材に対し、「制度の理解が不十分だった」と釈明。法務省の担当者も「ルールを守る意識が現場に浸透していなかった」と指摘する。

ただ、突然の認定取り消しに、三菱自の関係者は「どう対応すればいいか関係各所に問い合わせている」と戸惑いを隠せない。三菱自に実習生を紹介した監理団体で、実習状況の監査も担う「協同組合フレンドニッポン」(FN、本部・広島市)から、職種不適合の指摘を初めて受けたのは昨年年初頭。FNは日立製作所や日産自動車にも実習生を紹介しており、三菱自の関係者は「処分は甘んじて受けるが、監理団体の対応が適切だったかどうかとも調べてほしい」と漏らす。

三菱自は今後5年間、技能実習生だけでなく、4月から新設される新在留資格「特定技能」の外国人労働者の受け入れもできなくなる。新設される「特定技能1号」の5割程度を実習生からの移行が占めると見込まれており、三菱自と同様の処分が今後広がれば、人手不足の解消策として「特定技能」に期待を寄せる経済界への影響は大きい。

パナソニックは技能実習制度とは直接関係がない事実が処分理由となった。富山県砺波市の工場で16年6月、40代の男性社員が長時間労働が原因で過労死。同社はこの男性を含む社員3人に違法な残業をさせたとして、砺波労働基準監督署から17年3月に労働基準法違反の疑いで書類送検され、18年3月に罰金30万円の略式命令を受けた。これが技能実習適正化法が定める「欠格事由」に該当し、処分対象になった。

外国人労働者に依存する企業にとっては、労働法令違反によっても実習計画が取り消されるリスクが顕在化した形だ。(木村聡史、米谷陽一)

■監理団体の実態も調査

三菱自動車岡崎製作所では現在も、主に「塗装」の技能を学ぶフィリピン人実習生が二十数人いるが、今回の処分を受けて同社ではいずれ働けなくなる。

新たな実習先が見つからなければ、実習生は帰国を余儀なくされる。法務省は三菱自や、実習生を派遣した監理団体・FNについて「新たな実習先を探す努力をする責任がある」と指摘する。

今年、実習計画の更新を迎える実習生の一人は「ピザは更新されないのだろうか」と不安を口にする。自動車部品の下塗り作業などを受け持ち、月給十数万円のうち10万円を母国の家族に送金してきた。「(母国に)帰りたくない。もし帰るなら、別の国で働く」

三菱自広報部は「一番の犠牲者になってしまう実習生のケアをしたい」と強調するが、同社の一連の対応を見てきた別の実習生はこう漏らす。

「日本は好きだけど、次は英語も通じて、我々にも優しく良い国のカナダに行きたい」

実習生の仕事内容については、監理団体も把握する義務があり、法務省などはFNが適正に監査していたかどうか調べている。実習生を労働力の需給調整に用いることは法律で禁じられているが、関係者によると、FNは派遣先の企業側に「実際は労働力を補うため、ご活用いただいている」と説明していた。

FNの企業向け案内資料によると、2017年時点では三菱、日立グループを中心とする全国約200社に5千人の実習生を紹介。三菱自のほか、日産自動車でも実習計画外の作業を行っていたことが明らかになっており、法務省などが調査している。

FNは今回の処分について朝日新聞の取材に「在留中の実習生の権利保障に努め、実習が継続できるように適切に対応する」と文書でコメントした。(前川浩之、嶋田圭一郎)

■法務省、厳しい姿勢前面 入管法審議で批判され

法務省幹部によると、今回の処分の方向性が固まったのは昨秋ごろ。ただ、「急に働けなくなると知った実習生が困惑しないよう、企業側に伝えた」と打ち明ける。同じ職場で働き続けることができなくなることを見据え、実習生が自らの意思で帰国するか、転籍するのかが決められる時間を確保したのは、技能実習適正化法の理念の「実習生の保護」を重視した判断という。

技能実習生をめぐる以前から、賃金の不払いや過酷な労働など劣悪な環境が国内外で批判されてきたが、受け入れ企業に対する監督態勢は不十分だった。そこで、監督を強化する技能実習適正化法が施行され、17年11月からは監理団体や企業が実習計画を守っているかを検査し、守られていなければ許可を取り消す仕組みが導入された。法令違反のほかにも、パスポートの取り上げなど人権侵害行為に関与した企業は実習生を5年間受け入れられなくなる制度もできた。

取り消しの第1号は昨年7月、不法就労事件に関与した愛媛県宇和島市の縫製会社。同年12月には、実習生を企業に派遣する兵庫県の実習生が虚偽の報告をしたとして許可を抹消し、実習生の派遣を受けていた3企業の計画も取り消した。三菱自やパナソニックは規模や知名度の面でこれらの会社と比べものにならないが、法務省は「法律に基づき粛々と調査した」という。

入管法改正が審議された昨年の臨時国会では技能実習生の失踪問題が何度も取り上げられた。法務省は野党から「実習生の実態を把握していない」と批判され、「制度を抜本的に見直すべきだ」と追及されたが、「さまざまな問題を踏まえ、技能実習適正化法が施行された。実効性を見守って欲しい」とかわし続けた。

4月にはその改正入管法が施行され、新在留資格「特定技能」の受け入れが始まる。法務省の入国管理局は「出入国在留管理庁」に格上げされ、受け入れ企業が日本人と同等以上の給料を払っているかどうか、なども監督する。法務省幹部は「新制度のもとでも、外国人労働者の保護のために厳しい姿勢で臨む」と話す。(浦野直樹)